

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

石川県鹿島郡中能登町

2 構造改革特別区域の名称

中能登町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

中能登町の全域

4 構造改革特別区域の特性

中能登町（以下「本町」という。）は石川県の北半分を占める能登半島のほぼ中央に位置し、南は羽咋市、西は志賀町、北は七尾市、東は富山県氷見市と接しており、面積は 89.36 km²で邑知地溝帯を中心に平野部が七尾市から羽咋市まで広がっている。本町の東側は石動山、西側は眉丈山を中心とし、日本の原風景ともいえる田園を取り巻く丘陵地の緑、潤いのある河川等の自然にも恵まれた地域で、平成 23 年 6 月には、日本初の世界農業遺産に認定されている。気候は、日本海側特有の気候で、年間を通して降水量が多く、冬季は積雪もあり四季がはっきりとしている。

人口は平成 26 年 9 月 1 日現在で 19,016 人、世帯数は 6,598 世帯で、合併当初の平成 17 年 3 月 1 日の 20,283 人から年々減少しており、今後もこの傾向は続くと見込まれ、特に若年層を中心とした人口の流出による少子高齢化が進むものと予想される。また、世帯数は 17 年 3 月 1 日の 6,187 世帯から核家族化により増加傾向を示していたが、25 年 9 月 1 日の 6,609 世帯をピークにゆるやかに減少しており、今後も徐々に減少傾向が続くことが予想される。

このような中、本町の主な産業は繊維産業と豊かな自然を生かした農業が盛んで、稲作をメインに最近では能登野菜の栽培にも力を注いでいる。これは、26 年 4 月に「道の駅織姫の里なかのと」が開業したことが起因となっており、今後も地元の住民だけでなく観光客の誘客となるよう全国へ発信していく。

また、来年 3 月には北陸新幹線の金沢開業、更には能越自動車道の七尾 I C までの開通が決定しているため、更なる観光客の増加を期待しており、誘客に力を注いでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、稲作などの農業、織物業が主要産業として発展してきたが、それらの産業の現状は兼業化と高齢化が進み、零細な経営規模と低い労働生産により職業的魅力的低さから後継者不足が深刻となっている。

このような課題を解決するため、主要産業の一つである農業を、より高収入・高付加価値型のものへと転換し、魅力ある農業経営を実現することが必要である。

また、道の駅「織姫の里なかのと」、「能登上布会館」、国指定史跡「石動山」・「雨の宮古墳群」の整備・充実を図りつつ、これらの観光拠点との連携によって、より魅力ある滞在型観光に取

り組み、地域経済の活性化につなげることが求められている。

本計画により、本町で生産する無農薬米を使用した、その他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）の加工製造及び提供を合わせた 6 次産業化に取り組み、より高利潤な農業経営の実現を目指すと同時に、農家レストラン等で濁酒を提供することによって、町内の観光資源の開発と魅力醸成が図られ、本町が目指す農業・観光を中心とした地域経済の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画により、本町で生産する無農薬栽培の「五百万石」米を使用して濁酒の製造を行い、提供することで新しい観光の魅力創出につながり、併せて他の観光資源との連携を図ることで新たな観光ルートを構築できるなど、本町の目指す滞在型観光に結び付けた観光振興が期待できる。また、水稻生産にも新たな活力が生まれ、減衰傾向にある農業にも歯止めがかかるなど、農業振興にも寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画により濁酒の製造、提供が行えるようになることで、本町の農業や観光が発展し、地域経済の活性化や地域の自立的な活動につながることが期待される。

観光分野では、濁酒の製造・提供を地域の新たな魅力と位置付け、他の観光資源と組み合わせた観光ルートの構築やグリーンツーリズムなど、新しい滞在型・体験型観光につながることが期待できる。

また、農業においても、6次産業化により、濁酒を製造から提供まで一括して生産者が行うことで利益率の高いものにすることができる。また、併せて他の農業製品の6次産業化も推進し、魅力ある農業経営に結び付けることで、農業の担い手を引き寄せ、持続的な農業振興につなげることが期待できる。

濁酒の製造から提供までのサイクルの実施により、地域経済に新たな活力を生み、地域団体の自主的な活動を促す契機となり、地域社会の総合的な持続的発展につながることが期待される。

◎ 期待される経済的社会的効果及び数値目標

小規模ながらも濁酒の製造・提供により、「五百万石」米に付加価値が付き、生産量の拡大と濁酒の話題性から観光客の入込数の増加も見込まれ、新たな起業なども期待できる。

項目	26年度見込	27年度目標	30年度目標
地域内の濁酒製造者	0件	1件	2件
「五百万石」米生産高	160kg	250kg	450kg
濁酒製造量	0ℓ	200ℓ	400ℓ
「五百万石」米売上高	69,328円	108,325円	194,985円
中能登町観光入込客数	233,220人	250,000人	260,000人

※積算根拠

- ・ 10 a のほ場からの五百万石米の収量 ⇒ 約 450 kg
- ・ 無農薬、有機肥料のみの五百万石米の販売価格は約 433.3 円/kg
- ・ 1 l の濁酒を製造するために米約 750 g 必要であることから、濁酒製造量の目標を設定する

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農園レストラン等）を営む農業者で、その特別区域内に所在する製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令に定めるものを含む。）を原材料として、その他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者であって、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

中能登町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為

上記2に記載の者が濁酒の提供を通じて、地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令に定めるものを含む。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な事業主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

中能登町（以下「本町」という。）では、日本初の世界農業遺産の認定により品質の高い米の生産に積極的に取り組んでおり、これらの米を使用し、より付加価値の高い特産品を創出することは、農業の振興及び地域活性化に必要であり、当該規制の特例措置の適用は不可欠である。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされるが、本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。